

京都市立南太秦小学校 台風・地震等に対する非常措置について（令和8年版）

R8. 8. 26 改訂版

京都市に「暴風警報」または「特別警報」が発表された

● 登校前に「暴風警報」または「特別警報」が発表された場合

- (1) 「暴風警報」「特別警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
- ・午前 7時までに解除になった場合・・・平常授業
 - ・午前 9時までに解除になった場合・・・3校時（10時45分）から始業 ※給食あり
 - ・午前11時までに解除になった場合・・・5校時（13時50分）から始業 ※給食中止
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合・・・臨時休業
- (3) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
- ・午前 0時（夜中）までに解除になった場合
・・・当日は5校時（13時50分）から始業 ※給食中止
 - ・午前 0時（夜中）現在、警報発令中の場合・・・・・・・・・・当日は臨時休業

京都市に震度5弱以上の地震が発生した

● 登校前に京都市に震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1) 下校後から翌日の登校までに、震度5弱以上の地震が発生した場合
・・・・・・・・次の登校日は臨時休業
- (2) 休業日、あるいは休業前日に震度5弱以上の地震が発生した場合
・・・・・・・・原則として休業明けの登校日は臨時休業
- 例：金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合、次の月曜日は休業。
ただし、安全が確保できる場合は、授業を実施することがあります。
その際は、保護者連絡ツール「すぐーる」、ホームページ等により連絡します。

学校にいる時に警報が発令された

● 「暴風警報」「特別警報」が発表

- ・直ちに臨時休校とします。
- ・下校の安全が確認できるまで、原則学校に留め置くこととします。
- ・下校（帰宅）方法を保護者連絡ツール「すぐーる」、ホームページ等でお知らせします。
下校（帰宅）方法は下記の2つの方法のいずれかになります。
① 学校での引き渡し ② 集団下校（緊急下校カード(水色)に記載された場所へ）
※ 通信手段が使用できなくなった場合は、正門付近に状況・対応等を掲示します。

学校にいる時に震度5弱以上の地震が発生した

● 震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・直ちに臨時休校とします。
- ・下校の安全が確認できるまで、原則学校に留め置くこととします。
- ・引き渡し開始の案内を保護者連絡ツール「すぐーる」、ホームページ等でお知らせします。
※ 集団下校はしません。引き渡しによる下校を行います。
※ 児童引き渡しカード(桃色)の記載事項をもとに引き渡す方の確認をします。
※ 通信手段が使用できなくなった場合は、正門付近に状況・対応等を掲示します。

氾濫、大雨または土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された

- ・原則、平常授業を行います。が、気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校になる場合があります。
- ・その場合には、保護者連絡ツール「すぐーる」、ホームページ等でお知らせします。

避難指示が発令された

● 水害の避難指示が発令された場合

- ・本校の校区である南太秦学区は、「桂川下流・天神川・有栖川・西高瀬川浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象区域です。南太秦学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。**(裏面もご参照ください)**

その他

- ・「暴風警報」や「特別警報」などの対象地域が、「京都市」と呼ばれる場合、「京都南部」や「京都・亀岡」地域と呼ばれる場合があります。
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。
- ・給食の準備が進んでいる時は、給食を食べてから下校する場合があります。
- ・暴風警報の発令が予想される日は、その日の保護者の方の動き（家に在宅、外出するが〇時に帰宅するなど）をお子さんと確かめください。

- ・臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて、保護者連絡ツール「すぐーる」・ホームページ等でお知らせします。
- ・緊急連絡先については常に最新のものを担任にお知らせください。
- ・学校が外部との連絡がつきにくくなる恐れがあります。電話でのお問い合わせはできる限りご遠慮いただきますようご協力お願いします。

【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。

ただし、「高齢者等避難」が発令され、避難所開設により教育活動に支障が生ずる場合、休校措置を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容するべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 （ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

※ 「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合（「1 特別警報について」）を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

なお、緊急安全確保は、避難指示等、既に何らかの対応を講じている状況の中で発令されることが想定されます。